千葉市告示第330号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第５５条の３の規定により告示します。

令和７年４月１１日

千葉市長　　神　谷　俊　一

施　術　者		施　術　所		指定年月日
氏　名	住　　所	名　称	所 在 地	
斉藤　雄太	（省略）	bloom 鍼灸マッサージ院	千葉市稲毛区長沼原町７８５ビライケノベ３号館１０６	令和７年４月１日